

## 児童扶養手当制度について

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じにしていない子どもがいる家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。手当を受けることができる方は、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方）を養育し、前年の所得が一定額以下である場合に父、母、養育している方に支給されます。

- ・父母が離婚した後、父（母）と生計を同じにしていない児童
- ・父（母）が死亡した児童
- ・父（母）が重度の障がい（国民年金の障害等級1級相当）にある児童
- ・父（母）の生死が明らかでない児童
- ・父（母）から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎したかどうか明らかでない児童（遺棄など）

※ ただし、扶養者が公的年金を受給している場合や、対象となる児童が母の配偶者に養育されている場合等は受給資格がありません。

※ 手当を受ける方の前年の所得が扶養親族数に応じて一定の額以上である場合は、その年度（8月～翌年7月まで）は手当の全部または一部の支給が停止されます。また、手当を受ける方と生計を同じくする扶養義務者（父母、兄弟、姉妹など）の所得が一定の額以上である場合は、手当の全部が支給停止されます。

### ◆ 請求手続きについて

手当を受けるには、認定請求書に次の書類などを添付して、町民課社会福祉係の窓口へ提出してください。

- ・印鑑
- ・請求者の戸籍の謄本又は全部事項証明書（離婚年月日の記載があるもの）
- ・子の記載がある戸籍の謄本又は全部事項証明書
- ・世帯全員の住民票（同一敷地内に居住している全員のもの）
- ・その他必要書類（事前に窓口でご相談ください。）

※ 現況届 受給資格がある方は、毎年8月1日現在の状況を届出しなければなりません。

### ◆ お問い合わせ先

町民課社会福祉係 電話 0136-62-2513

## 特別児童扶養手当について

精神又は身体に障がいのある児童について特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としています。

20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか1人）または父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する方に支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は手当を受けることができません。

- ・手当を受けようとする方又は児童が日本に住所を有していない場合
- ・児童が児童福祉施設（保育所・通園施設を除く）などに入所している場合
- ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる場合

※ 手当を受ける方の前年の所得が扶養親族数に応じて一定の額以上である場合は、その年度（8月～翌年7月まで）は手当の支給が停止されます。また、手当を受ける方と生計を同じにする配偶者や扶養義務者（父母、兄弟、姉妹など）の所得が、一定の額以上である場合も、手当の全部が支給停止されます。

### ◆ 請求手続きについて

手当を受けるには、認定請求書に次の書類などを添付して、町民課社会福祉係の窓口へ提出してください。

- ・印鑑
- ・請求者と対象児童が記載されている戸籍の謄本又は全部事項証明書
- ・世帯全員の住民票
- ・対象児童の障がいについての医師の所定の診断書（指定の様式）  
（身体障害者手帳や療育手帳を取得している方は、診断書を省略できる場合がありますので、担当係にお尋ねください。）
- ・金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の預金通帳（請求者名義の通帳）

※ 所得状況届 受給資格がある方は、前年の所得状況などを届出しなければなりません。この届出の提出がないと、8月以降の手当が受けられなくなります。

### ◆ お問い合わせ先

町民課社会福祉係 電話 0136-62-2513